

## 『通典』職官序試釈（上）

\* 北川 俊昭

## 目次

はじめに

## 一 「歴代官制総序」の試釈

△前半部分、本号。後半部分以下、次号▽

## 二 若干の考察

おわりに

## はじめに

周知のように、杜佑は『通典』各篇の冒頭に、自らその制度の概要やその篇目に関する彼の基本的な見解を記すのをつねとする。本稿が取り上げる「歴代官制総序」も、『通典』職官全三二巻の冒頭を飾る文章で、この篇の導入部としての役割をもち、他の部門の序に比べると、膨大な夾注を加えて中国官制の変遷を詳述する。筆者は、かつて『通典』職官の末尾に著録されている「省官議」と、「歴代官制総序」をそれぞれ考察したことがある<sup>(1)</sup>。前稿で明らかにしたのは、以下の三点であった。

第一は、「歴代官制総序」の全体の基調は、『漢書』百官公卿表と『隋書』百官志の文章とかさなるといふ点である。すなわち「歴代官制総序」の本文は、『漢書』『隋書』の二書を主要な典拠史料とし、その他に『尚書』や『礼記』の経文、正史の帝紀などを引用する。そして適宜、夾注としてその本文に関連する史料を加える。それは本文を解説する経書の注疏や『漢書』の注であったり、その官職に関するエピソードを正史から引用した文章であった。

第二は、この序文と建中三年に提出された「省官議」には、共通する杜佑の論調が見出されるという点である。「省官議」では官職の重複と官員の増大という問題、さ

らにその是正を目指した過去の省官政策の存在を強調している。具体的にいえば、後漢の光武帝による建武六年の改革、三国魏の太和年間・正始年間の政策、東晋の太元六年の吏員の削減、東晋の荀勗と桓温の上議、唐の太宗による貞観六年の省官である。これらの政策はすべて「歴代官制総序」にも見出され、本文や夾注においてその詳細を知ることができる。

第三は、「歴代官制総序」が「省官議」の作成に利用された可能性が大きいという点である。『通典』二二巻は、大暦年間の前半にはその骨格ができあがり、後半には大部分の編纂が完了していたとされる<sup>(2)</sup>。「省官議」はその後の建中年間の上議であるので、「歴代官制総序」からの引用が想定でき、それは前述の省官政策の詳細だけでなく、官制の沿革や職掌の内容を記した部分をも利用している。「省官議」の典拠については、すでに前稿<sup>(1)</sup>でいくつかの史料の存在を推定したが、職官の序文という『通典』中の記事自身が、「省官議」という具体的な改革案に材料を提供している実例を指摘できるわけである。「省官議」のほうはその議論の特質上、杜佑が生きた唐代後半期の実情を中心に述べるが、この序文が部分的にせよ、彼の現実の政治活動に利用されているのである。

『通典』職官とは、冒頭には「歴代官制総序」を、そして末尾には「省官議」という杜佑の政治的主張を色濃く反映させた記述を、その前後に配置した篇目であると再確認できるのである。本稿では、以上の考察を土台として、新たに「歴代官制総序」の訳文を示した上で、関連する事柄について若干の補足を行いたい。

## 一 「歴代官制総序」の試釈

まず最初に、夾注をふくめた「歴代官制総序」の全文を便宜上、いくつかに区切ってその文頭に通し番号をつけ、諸先学の研究も参考にしつつ訳出する。なお、紙幅の制約上、二回にわたって掲載していくが、誤解や無知により間違いが必ずや多いであろう。切に御教示を乞う次第である。（△▽内は夾注を示す）

\* 教養学科

（平成二十年三月二十八日受付）

1

伏義氏△太昊、▽以龍紀、故為龍師名官。△師、長也。龍紀其官長、故為龍師。  
 春官為青龍、夏官為赤龍、秋官為白龍、冬官為黑龍、中官為黃龍。張晏曰「庖  
 羲氏將興、神龍負図而至、因以名師与官也。」▽共工氏以水紀、故為水師水名。  
△共工氏、以諸侯霸有九州者。以受水瑞、故水名官。▽神農氏以火紀、故為火  
 師火名。△火德也、故為炎帝。春官為大火、夏官為鶉火、秋官為西火、冬官為  
 北火、中官為中火也。神農有火星之瑞、因以名師与官也。▽黃帝雲師雲名。  
△黃帝受命有雲瑞、故以雲紀事。春官為青雲、夏官為縉雲、秋官為白雲、冬官  
 為黑雲、中官為黃雲也。黃帝有景雲之応、因以名師与官也。▽

伏義△太昊のことである。▽は龍をその印としたので、龍を祭る長となつて  
 龍の名をつけた。△師は、長のことである。龍でその官の長をあらわすので、  
 龍師という。春官は青龍、夏官は赤龍、秋官は白龍、冬官は黒龍、中官は黄龍  
 である。張晏は「庖羲が即位すると、神龍が図を負つて現れたので、これに因  
 んで首長と官とを名づけたのである」という。▽共工は水を印としたので、水  
 を祭る長となつて水の名をつけた。△共工は、諸侯の身で九州を覇有した者で  
 ある。水の瑞祥を受けたので、水をもつて官に名づけたのである。▽神農は火  
 を印としたので、火を祭る長となつて火の名をつけた。△火徳であるので、炎  
 帝という。春官は大火、夏官は鶉火、秋官は西火、冬官は北火、中官は中火で  
 ある。神農は火星の瑞祥があつたので、これに因んで首長と官とを名づけたの  
 である。▽黄帝は雲を印としたので、雲を祭る長となつて雲の名をつけた。  
△黄帝が受命すると雲の瑞祥があつたので、雲をもつて事を記した。春官は青  
 雲、夏官は縉雲、秋官は白雲、冬官は黒雲、中官は黄雲である。黄帝には太平  
 の世を現す雲の反応があつたので、これに因んで首長と官とを名づけたのであ  
 る。▽

2

少昊摯之立也、鳳鳥適至、故鳥紀、為鳥師而鳥名。鳳鳥氏、曆正也。△鳳鳥  
 知天時、故以為曆正之官。▽玄鳥氏、司分也。△玄鳥、燕也。以春分來、秋分  
 去。▽伯趙氏、司至也。△伯趙、伯勞也。以夏至鳴、至冬至止。▽青鳥氏、司啓  
 也。△青鳥、鶉鷄也。以立春鳴、立秋止。鶉音晏。▽丹鳥氏、司閉也。△丹鳥、

鶉鷄也。以立秋來、立冬去、入大水為蜃。以上四鳥、皆曆正之屬官。▽祝鳩氏、  
 司徒也。△祝鳩、鶉鳩也。鶉鳩孝、故為司徒、主教民。▽鶉鳩氏、司馬也。  
△鶉鳩、王鵠也。摯而有別、故為司馬、主法制。▽鶉鳩氏、司空也。△鶉鳩、  
 鶉鳩也。鶉鳩平均、故為司空、平水土。鶉音戶。鶉音枯。鶉音菊。▽爽鳩氏、  
 司寇也。△爽鳩、鷹也。摯、故為司寇、主賊盜。▽鶉鳩氏、司事也。△鶉鳩、  
 鶉鳩也。春來冬去、故為司事。鶉音骨。鶉音陟交反。似山鶉而小、至春多声。▽  
 五鳩、鳩民者也。△鳩、聚也。治民尚聚、故以鳩為名。▽五雉為五工正、  
△五雉、雉有五種、西方曰鶉雉、東方曰鶉雉、南方曰鶉雉、北方曰鶉雉。伊洛  
 之南曰鶉雉。▽利器用、正度量、夷民者也。△夷、平也。▽九扈為九農正。△扈、  
 止也。止人使不淫放也。扈有九種、春扈鶉鷄、夏扈鶉鷄、秋扈鶉鷄、冬扈鶉鷄、各  
 棘扈鶉丹、行扈鶉喙、宵扈鶉噴、桑扈鶉脂、老扈鶉鷄。以九扈為九農之号、各  
 隨其宜、以教民事者也。鶉音救倫反。鶉音子夜反。噴音壯革反。▽自顓頊以來、  
 不能紀遠、乃紀於近、為民師而命以民事。△德不能致遠瑞、始以民事命官。此  
 邾子對魯昭公之辭。仲尼聞之曰「吾聞之「天子失官、学在四夷。」乃見於邾子  
 而学之。▽

少昊摯が即位すると、時あたかも鳳鳥が飛来する瑞兆があつたので、鳥を印  
 とし、鳥を祭る長となつて鳥の名をつけた。鳳鳥は曆を正す役人である。△鳳  
 鳥は天の時を知っているので、曆正の官となつたのである。▽玄鳥は春分・秋  
 分を司る役人である。△玄鳥は、燕のことである。春分に来て秋分にたち去る  
 からである。▽伯趙は夏至・冬至を司る役人である。△伯趙は、伯勞のこと  
 である。夏至に鳴き始め冬至にやめるからである。▽青鳥は立春・立夏を司る役  
 人である。△青鳥は、鶉鷄のことである。立春に鳴き始め立秋にやめるからで  
 ある。鶉の音は晏である。▽丹鳥は立秋・立冬を司る役人である。△丹鳥は、  
 鶉鷄のことである。立秋に来て立冬にたち去り、大水に入つて蜃となるからで  
 ある。以上の四鳥は、いずれも皆曆正の属官である。▽祝鳩は民を教え導く役  
 人である。△祝鳩は、鶉鳩のことである。鶉鳩は孝なので、司徒となり民の教  
 化を主つた。▽鶉鳩は法を司る役人である。△鶉鳩は、王鵠のことである。た  
 けだけしくて雌雄の別がきちんとしているから、司馬となり法制を主つた。▽  
 鶉鳩は水土を司る役人である。△鶉鳩は、鶉鷄のことである。鶉鳩は公平であ



陶唐氏である堯の時代は、羲氏と和氏に命じて、正しく昊天にのっとって、日月星辰を測定して一年の暦を作らせ、敬んで民に時を教えた。八重黎の後裔が羲氏・和氏であり、代々天地春夏秋冬の官を掌ったので堯がこれに命じ、敬んで昊天に順わせた。昊天は、元気が広大であることを言う。星とは四方の南中する星であり、辰とは太陽と月とが出会う所をいう。その運行を測定し季節の変化に似せて、敬んで天の時を記し、人に授けたのである。ここにまず大綱を挙げ、以下に別々に叙述する。√分けて羲氏の仲に命じて嶠夷におらせ、陽谷から八宅は、居である。東のかなたの地を嶠夷と称する。陽は、明るいという意味である。太陽が谷から出て天下が明るくなるので、陽谷と称する。陽谷と嶠夷とは、同一である。羲仲が東方の官を居治したのである。√敬んで出づる太陽を導いて、東方の仕事は順序立てよといった。八寅は、敬である。賓は、導くという意味である。秩は、順序のことである。一年の仕事は東に起り、始めて耕作に就かせる、これを東作という。東方の官は敬んで出づる太陽を導き、平均して東方の仕事は順序立て、もって農業に努力させるのである。√重ねて羲氏の叔に命じて南交におらせ、八申は、重ねてという意味である。南交とは、夏は春と交わることを言い、一端をあげて示した。ここに南方の官を居治した。√南方の訛を順序立て、敬んで致せといった。八訛とは、化という意味である。夏を掌る官は、南方で化育の事を順序立て、敬んでその教えを行い、その化育の成績をあげるののである。敬んで行うのは四季を通じて同じだが、また一端をあげて示した。√分けて和氏の仲に命じて西におらせた、昧谷に八昧とは、暗いという意味である。太陽が谷に入って天下が暗くなるので、昧谷という。昧谷を西といえば、自ずと嶠夷が東であることがわかる。ここに西方の官を居治して、秋天の政を掌る。√敬んで沈む太陽を送って、西方で成熟を順序立てよといった。八餞とは、送るという意味である。日出づるに導くと言ひ、日入るに送ると言うのは、事の宜きによる。秋は西方で万物が成熟する、その政を平序して、成熟する物を助けるのである。√重ねて和氏の叔に命じて朔方におらせ、幽都よ、北方の治を順序立てよといった。八北を朔と称し、また方とも称する。ここで一方と言うのは他の三方も示されるからである。北を幽と称すれば、南は明となるのもここからわかる。都とは聚まる所を意味する。易とは一年が北方で改易することをいう。その政を順序立て察し、天の常道に順

## 5

うのである。以前に羲氏・和氏が敬んで昊天に順うことを総述したが、ここでは仲・叔の職掌を各々区別して述べた次第である。√次に堯は、よく百官を治めたなら、もろもろの功績がごとく盛んになるであろうといった。八允は、信である。釐は、治である。工は、官である。績は、功である。咸は、皆である。熙は、広である。四季を定めて一年の暦を完成させ、その暦で時を告げ仕事を授ければ、いかにもよく百官を治めることができ、色々な功績が皆広がるという。羲氏・和氏の善行を感嘆して述べたのである。√

内有百揆・四岳、八四岳、分主四方諸侯者也。『周礼正義』曰「四岳、四時之官、主四岳之事。」始羲・和之時、主四岳者謂之四伯。至其死、分岳事、置八伯、皆王官。其八伯、唯驩兜・共工・放齊・鯀四人而已、余四人無文可知。故書云「惟元祀巡狩、四岳八伯。」堯始以羲・和為六卿、春夏秋冬者、并掌方岳之事、是為四岳。出則為伯。其後稍死、分置八伯、以九州而言、八伯者、桀畿外八州也、畿内不置伯、以鄉遂之吏主之。四岳之外、更有百揆之官者、但堯初天官為稷、至堯、試舜天官之任、謂之百揆、舜又命禹為百揆、皆天官也。√外有州牧・侯伯。八外置州牧十二及五國之長。√

内には百官を統べる百揆と四方を統べる四岳があり、八四岳とは、四方の諸侯を分けて主る者である。『周礼正義』に「四岳は、春夏秋冬の官であり、四岳の事を主る」とある。始め羲氏・和氏の時、四岳を主る者を四伯といった。その者が死ぬと、岳の事を分け、八伯を置いた、皆王の官である。その八伯とは、ただ驩兜・共工・放齊・鯀の四人のみであり、他の四人は文献からは知ることはできない。ゆえに『尚書』の伝は「ただ元より巡狩を祀るは、四岳八伯である」という。堯は始め羲氏・和氏を六卿とした。春夏秋冬の官には、并せて四方の岳の事を掌らせ、四岳とした。これが畿内より出れば伯となる。その後しばらくして死ぬと、分けて八伯を置いた。九州にあてはめて言えば、八伯は、王畿の外の八州に本拠をおいた、畿内には伯は置かれず、六卿・六遂にいる吏にこれを主らせた。四岳以外に、更に百揆の官があるが、ただ初めは稷を天官にあてていたのに、堯の時代に至ると、舜を天官の任務に仮りにあて、こ

れを百揆としたのである。舜はまた禹に命じて百揆とした、皆天官である。V外には各州の長である牧と諸侯の長である侯伯があった。V外には州牧十二人及び五国の長を置いた。V

## 6

虞舜有天下、以伯禹作司空、使宅百揆。V禹代鯀為崇伯、入為天子司空、治洪水有成功、言可用之。V棄作后稷、播百穀。契作司徒、敷五教。V布五常之教。V皋繇作士、V士、理獄官。V正五刑。垂作共工、利器用。V垂、臣名。共謂供其百工職事。V伯益作虞、育草木鳥獸。V虞、掌山沢之官。V伯夷秩宗、典三礼。V秩、序。宗、尊也。三礼、天地人之礼。伯夷、臣名、姜姓。V夔典樂、教胄子、V胄、長也。謂元子以下至卿大夫子弟。以歌詩踏之舞之、教長國子中和祇庸孝友。V和神人。V命夔使勉之。V龍作納言、出納帝命。V納言、喉舌之官。聽下言、納於上、受上言、宣於下、必以信。V蓋亦為六官、以主天地四時也。V崔靈恩曰「自顓頊以來、命南正重司天、火正黎司地、故重・黎之後、世掌天地官、号曰羲・和。唐虞受之、乃置天地四時之官、命羲・和之後使復旧職、而掌天地之事。又分命羲仲・羲叔・和仲・和叔、使主四時、為六卿之任。及其末年、舜撰百揆、改地官為司徒、秋官為士、冬官為司空、春官為秩宗。故尚書曰『乃命羲・和、欽若昊天』、分命和仲・和叔等、使主四時之事。又云、百姓不親、五品不遜、契為司徒、敬敷五教。地官之事也。皋繇作士、五刑有服、秋官之任也。禹作司空、以平水土、冬官之職也。伯夷為秩宗、典朕三礼、此春官之所司也。」又『周礼正義』曰「稷為天官、羲・和為夏官、共為六官也。」V

有虞氏である舜が天下を所有すると、伯の禹を司空にし、百官を統べる百揆につかさせた。V禹は鯀に代わって崇伯となり、入朝して天子の司空となった、洪水を治めるのに成功したので、これを用いるべきと言ったのである。V棄に稷の官を継がせ、百穀を播かせた。契を司徒にし、五教を敷きひろめさせた。V五常の教えを流布させたのである。V皋繇を士にし、V士は、獄を治める官である。V五刑を正しくおさめさせた。垂に工を統べさせ、器具類を便利にさせた。V垂は、臣下の名である。共は多くの工と職事を供にすることをい

う。V伯益を虞にし、草木鳥獸を育ませた。V虞は、山沢を掌る官である。V伯夷を秩宗にし、三礼をつかさどらせた。V秩は序である。宗は尊である。三礼とは天地人の礼である。伯夷は、臣下の名で姜の姓である。V夔に樂をつかさどらせ、長子に教えて、V胄は、長である。元子以下、卿大夫の子弟までをいう。歌詩を用いて踏み舞い、国学の学生に中・和・祇・庸・孝・友を教えた。V神も人をも和ませた。V夔に命じてこれに勉めさせたのである。V龍を納言にし、帝の命令を出し納れさせた。V納言は喉舌の官である。下の言を聴いて上に納れ、上の言を受けて下に宣するに、必ず信実をもってする。Vまたこれらを六官とし、天地春夏秋冬を主らせた。V崔靈恩は「顓頊より以来、南正の重に命じて天を司らせ、火正の黎には地を司らせたので、重・黎の後裔には代々天地の官を掌らせ、羲氏・和氏と号した。堯と舜はこれを受け継いで、天地春夏秋冬の官を置き、羲氏・和氏の子孫に命じて昔の官職に復帰させ、天地の事を掌らせたのである。そうしてまた分けて羲仲・羲叔・和仲・和叔に命じて春夏秋冬を主らせ、六卿の任務にあてた。その末年になると、舜は百揆を撰し、地官を改めて司徒とし、秋官を士とし、冬官を司空とし、春官を秩宗とした。そのため『尚書』には『羲氏・和氏に命じて、正しく昊天にのっとって』とあり、分けて和氏の仲、和氏の叔らに命じて、春夏秋冬の事を主らせたのである。また同じく『尚書』に、百姓が和親せず、一家の尊卑を示す五つの品級も整っていない、契よ司徒となつて、敬んで五教を敷きひろめよとあるのは、地官の仕事を目指している。皋繇よ士となり、五刑に信服させよとは、秋官の任務である。禹よ司空となり、水土を平定せよとは、冬官の職務である。伯夷よ秩宗となり、朕の三礼をつかさどれとあるのも、これは春官が司る事柄である」といっている。また『周礼正義』は「稷は天官であり、羲氏・和氏は夏官である、共に六官である」といっている。V

## 7

夏后之制、亦置六卿。V甘誓曰「乃召六卿」是也。V其官名次、猶承虞制。V  
 V「礼記」曰「夏后氏官百、天子有三公・九卿・二十七大夫・八十一元士。」V

夏王朝の制度でも、また六卿を置いた。△『尚書』甘誓に「そこで六卿を呼びよせた」とあるのがこれである。▽その官名と序列は、舜の制度を継承した。△『礼記』には「夏王朝の官は百あり、天子の直属として三公・九卿・二十七大夫・八十一元士がいる」とある。▽

## 8

殷制、天子建天官。先六太、曰太宰・太宗・太祝・太士・太卜、典司六典。△典、法也。此蓋殷時制也。周則太宰為天官、太宗曰宗伯、宗伯為春官、太史以下屬焉。太士、以神仕者。▽天子之五官、曰司徒、司馬・司空・司士・司寇、典司五衆。△衆、謂群臣也。此亦殷時制也。周則司士屬司馬。太宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空為六官。▽天子之六府、曰司土・司木・司水・司草・司器・司貨、典司六職。△府、主藏六物之稅者。此亦殷時制也。周則皆屬司徒。司土、土均也。司木、山虞也。司水、川衡也。司草、稻人也。司器、角人也。司貨、井人也。井音華猛反。▽天子之六工、曰土工・金工・石工・木工・獸工・草工、典制六材。△此亦殷時制也。周則皆屬司空。土工、陶瓠也。金工、築・冶・梟・栗・鍛・桃也。石工、玉人・磬人也。木工、輪・輿・弓・廬・匠・車・梓也。獸工、函・鮑・鞞・韋・裘也。唯草工職亡、蓋謂作萑葦之器。鞞音吁援反。瓶音方往反。▽五官致貢曰享。△貢、功也。享、獻也。致其歲終之功於王、謂之獻也。太宰歲終則令百官府各正其治、受其會、聽其政事、而詔王廢置也。▽五官之長曰伯。△謂為三公也。『周礼』曰「九命作伯」。▽

殷王朝の制度では、天子が官制を設ける。先ず六大官を定め、太宰・太宗・太史・太祝・太士・太卜といい、これが六典を司る。△典は、法するという意味である。これは殷の時代の制度である。周では太宰を天官とし、太宗を宗伯といい、宗伯を春官とし、太史以下がそれに属する。太士は、神事をもって仕える者である。▽次は天子の五官を定め、司徒、司馬・司空・司士・司寇といい、五衆を司る。△衆は、群臣をいう。これもまた殷の時代の制度である。周では司士は司馬に属する。太宰・司徒・宗伯・司馬・司寇・司空を六官とする。▽次は天子の六府を定め、司土・司木・司水・司草・司器・司貨といい、六職を司る。△府は、六物の税の貯蔵を主る者である。これもまた殷の時代の制度で

## 9

ある。周では皆司徒に属する。司土は、土均である。司木は、山虞である。司水は、川衡である。司草は、稲人である。司器は、角人である。司貨は、井人である。井の音は華猛の反。▽次は天子の六工を定め、土工・金工・石工・木工・獸工・草工といい、六材を司る。△これもまた殷の時代の制度である。周では皆司空に属する。土工は、陶瓠である。金工は、築・冶・梟・栗・鍛・桃である。石工は、玉人・磬人である。木工は、輪・輿・弓・廬・匠・車・梓である。獸工は、函・鮑・鞞・韋・裘である。ただ草工の職はなくなってしまったが、おぎの器を作る者を指している。鞞の音は吁援の反。瓶の音は方往の反。▽五官が年末に官事の成績を報告することを享という。△貢は、功績である。享は、献である。その年の功績を王に報告する、これを献という。太宰は歳の終りに百官の府に各々その治績を正させ、会計を受けさせ、その成し遂げた事を聴いてから、王に告げ廃置させたのである。▽五官の長を伯という。△三公としたという意味である。『周礼』に「九命命じて伯にする」とある。▽

千里之内を王畿、千里之外設方伯。五国以為属、属有長。十国以為連、連有帥。三十国以為卒、卒有正。二百一十国以為州、州有伯。△属・連・卒・州、猶聚也。伯・帥・正、亦長也。凡長、皆因賢侯為之。殷之州長曰伯、虞・夏及周皆曰牧。▽八州八伯、五十六正、百六十八帥、三百三十六長。八伯各以其属、屬於天子之老二人、分天下以為左右、曰二伯。△老、謂上公。▽

千里の内を王畿とし、王畿の外の所々に方伯を設け諸侯の押えとする。五国を一つの属とし、属に長を定める。十国を連とし、連に帥を定める。三十国を卒とし、卒に正を定める。二百一十国を州とし、州に伯を定める。△属・連・卒・州は、聚まりということである。伯・帥・正もまた長である。およそ長官は、皆賢明な諸侯をこれにあてた。殷の州の長は伯という、舜・夏及び周では皆牧といった。▽したがって八州には八伯、五十六正、百六十八帥、三百三十六長がいるわけである。八伯は各々その属下の諸侯を率いて、天子の長老二人に分属するのであり、天下の諸侯は左右二類に分けられ、この長老は二伯と称せられた。△長老とは上公、すなわち三公の首領をいう。▽

10

周成王既黜殷命、參改設官。制為周礼、以作天地四時之名、謂之六卿。△改太宰為天官冢宰、太宗為春官宗伯、以司徒為地官、司馬為夏官、司寇為秋官、司空為冬官。▽立天官冢宰掌邦治、地官司徒掌邦教、春官宗伯掌邦礼、夏官司馬掌邦政、秋官司寇掌邦刑、冬官司空掌邦事。△六官之職、皆總屬於冢宰。故『論語』曰「君薨、百官總己以聽於冢宰。」『爾雅』曰「冢、大也。」冢宰則太宰、於百官無所不主。▽各有徒屬、周於百事。△崔靈恩曰「夫百王不同、各置官礼。禪讓相伝者亦不得不改、但所以改者少。非禪讓之世者變易必多、以革人視聽。所以禪讓不改多者、以禪讓道同、人未為弊、故不改者多。非禪讓之世、須變人情、故必多改。故王者之興、必有改官之礼、此周礼所興之意也。」▽

周の成王はすでに殷の天子たる命を絶ち、殷の官制を参考にしながら改めた。周礼を制定して、天地春夏秋冬を官名とし、これを六卿とした。△太宰を改めて天官冢宰とし、太宗を春官宗伯、司徒を地官、司馬を夏官、司寇を秋官、司空を冬官とした。▽天官冢宰を立てて国の政治を掌らせ、地官司徒に国の教化を掌らせ、春官宗伯に国の儀礼を掌らせ、夏官司馬に国の征伐を掌らせ、秋官司寇に国の刑法を掌らせ、冬官司空に国の土地を掌らせた。△六官の職は、皆冢宰に総括される。そのため『論語』に「主君がおかくれになると、百官は自分の仕事を取りまとめ冢宰に命令を仰ぐ」とあり、『爾雅』に「冢は、大である」とある冢宰とは、太宰を意味し、百官の主となるものである。▽各々その属官の職掌があって、それが万事に用いられた。△崔靈恩は「もとより百王は同じではなく、各々官礼を置く。禪讓して相伝する者もまた改めぬこともないが、その改変する部分は少ない。禪讓の世でなければ改変は必ず多く、人々の見聞を一新させた。禪讓では改めることが少ない理由は、禪讓は政道が同じであり、人々が弊害を被っていないので、改めないことが多いのである。禪讓の世でなければ、人情を変える必要があるもので、必ず多く改める。そのため新王朝が勃興すると、必ず改官の礼がある。これが周礼を興した意図である」といっている。▽

11 歳終、天子齋戒受諫△諫当有所改為。▽、六卿以百官之成質於天子。△質、猶平也、平其計要。▽百官齋戒受質、△受平報也。▽然後休老勞農、△饗食之

也。▽成歲事、△斷計要也。▽制国用。

年末には、天子は潔齋して諫を受け、△諫は、まさに改めるべきことが有るのをいう。▽六卿は百官の職務成績を天子に質す。△質は、平ということである、その收支決算を質止することである。▽百官は潔齋して質を受け、△平を受けて報告する。▽その後老人をいたわり農民を労って、△馳走して勞うのである。▽この一年間の仕事を締めくくり、△收支決算を確定するのである。▽明年の国政費用を定めるのである。

12

自周衰、官失而百職乱、戦国並争、各有變易。暨秦兼天下、建皇帝之号、△五帝自以德不及三皇、故自去其皇号。三王又以德不及五帝、自損称王。秦自以德襲二代、故兼称之。▽立百官之職、不師古。始罷侯置守、太尉主五兵、丞相總百揆。又置御史大夫、以貳於相。

周が衰退してから、多く官は失われ職が乱れ、戦国諸国が並び争い、それぞれに變遷があった。秦は天下を兼併して、皇帝の号を建て、△五帝はその徳が三皇に及ばなかったため、自らその皇号を取り去った。三王はまたその徳が五帝に及ばなかったため、自ら謙遜し王と称した。秦は自らその徳が三皇五帝より大きいと褒めたため、兼ねてこれを称したのである。▽百官の職を立て、古の官制を手本とはしなかった。始めて諸侯を罷め太守を置き、太尉が五兵を主り、丞相が百官を統べる百揆をおさめた。また御史大夫を置いて、丞相に次ぐものとした。

13

漢初因循而不革、隨時宜也。其後頗有所改。△孟康注『漢書』曰「大司馬・左右前後將軍・侍中・常侍・散騎・諸吏為中朝。丞相以下至六百石等為外朝。」▽王莽篡立、慕從古官、而吏民弗安、亦多虐政、遂以乱亡。△至更始之時、官爵皆群小賈豎。語曰「竈下養、中將郎。爛羊胃、騎都尉。爛羊頭、閔内侯。」▽

前漢の初めは秦制を根拠として改めず、時の宜きに随ったのである。その後かなり改める所があった。孟康は『漢書』に注をつけ「大司馬・左右前後將軍・侍中・常侍・散騎およびその諸吏を中朝とし、丞相以下六百石までの者を外朝とした」といっている。王莽が帝位を篡奪すると、古の官制を慕いこれによったので、吏民は安らかではなく、また虐政も多かつたため、ついに反乱によって滅亡した。更始年間になると、官爵を授けられた者は皆商売人であった。人々は「竈で炊ければ中將郎。羊の胃を爛れば騎都尉になれる。羊の頭を爛れば関内侯さ」と語り合った。

14 光武中興、務從節約、并官省職、費減億計。後漢建武六年詔曰「百姓遭難、戸口耗少、而官吏尚繁。」於是司隸・州牧條奏、并省四百余県、吏職減損、十置其一。廢丞相与御史大夫、而以三司綜理衆務。自於叔世、事歸台閣。論道之官、備員而已。

後漢の光武帝が中興すると、務めて節約を行い、官を并せ職を省き、費用の削減は億もて計えるほどであった。後漢の建武六年に「民衆は戦乱と災害に遭い、人口が減少しているのに官吏はなお煩雑なままである」と詔があった。そこで司隸校尉と州牧の報告により、併合されたものは四百余県に及び、吏職は削減されて十分の一になった。丞相と御史大夫とを廢止して、三司でもって多くの政務を総括させた。後漢の末期から、実務は尚書が執り行うようになった。これより三公の官職は定員を埋めるだけになった。

15 魏与呉蜀、多依漢制。晋氏継及、大抵略同。山公啓事曰「晋制、諸坐公事者、皆三年乃得叙用。其中多有好人、令遣遥無事。臣以為略依左遷法、随資才減之亦足懲戒、而官不失其用。」詔善之。又傳玄奏曰「諸官有病滿百日不差、宜令去職、優其礼秩、既差而復用。」太元六年、改制減費、損吏十職員、凡七百人。時議省州郡県半吏、以赴農功。苟勗議以為「省吏不如省官、省官不如省事、省事不如清心。昔蕭・曹相漢、載其清静、此清心也。漢文垂拱、幾

致刑措、此省事也。光武并合吏員、県官国邑、纒置十一、此省官也。魏太和中、遣王人四出、減天下吏員、正始中亦并合郡県、此省吏也。今必欲求之於本、則宜以省事為先。設官分職、委事責成。量能受任、思不出位。若欲省官、窃謂九寺可并於尚書、蘭台宜省付三府。」至東晋、桓温又表曰「愚謂門下三省・秘書・著作・通可減半。古以九卿綜事、不專尚書。今事歸内台、則九卿為虚設、皆宜省并。若郊廟籍田之属、則臨時權兼、事訖省矣。」

魏は呉・蜀とともに、多く漢の制度によった。晋もこれを継承し、大抵ほぼ同じである。山公啓事に「晋の制度では、公の仕事にある者は、皆三年たてば官を授けて登用する。その中に仕事の上手な人が多くいれば、氣ままに振る舞わせ仕事からはずしてしまふ。そうしてほぼ左遷の法により、その才能に随って降格させれば十分懲りて自戒することになるう、こうすれば官の有用性が失われることはないと思ひます。詔してこの意見をよしとした」とある。また傳玄は上奏して「官僚に病気で百日たつても治らない者がいれば、職を去らせるものの俸給は十分に与え、病気が治れば再び登用するのがよい」といった。太元六年、制度を改めて費用を減らし、吏・士・職員を削減すること、およそ七百人に達した。この時、上議して州・郡・県を省きその吏員を半分にし、農耕に赴かせた。苟勗は上議して「省吏は省官に、省官は省事に、省事は清心に及ばない。かつて蕭何と曹參が漢の丞相となり、無欲で安静な政治を行った、これが清心である。前漢の文帝期は天下がよく治まり、ほとんど刑罰を用いる必要がなかった、これが省事である。光武帝は吏員を併合して、県官や国邑をわずか十分の一とした、これが省官である。魏の太和年間に皇族を四方に派遣して、全国の吏員を減らし、正始年間にもまた郡県を併合した、これが省吏である。今日必ず根本的な解決を求めようとするなら、まず省事を優先すべきである。諸官を設置して職掌を区分し、仕事を委ねて成績をもとめる。才能を量ってから任務を授け、自己の職分を越えないようにさせるのである。そうしてもし省官しようとするなら、九寺は尚書に併合すべきであり、蘭台は省いて三府に付すのがよい」と述べた。東晋になると、桓温がまた上表して「私が思うに門下三省・秘書・著作は共通して半減すべきである。昔は九卿が実務を総括し、尚書が専らにすることはなかった。今は実務は中書と尚書が



執り行い、九卿は虚設の官となったから皆省并するのがよい。郊廟における籍田の類は、臨時に兼ねることにし、行事が終われば省いていただきたい」といった。▽

16

爰及宋齊、亦無改作。△宋時新制、長吏以父母疾去官、禁錮三年。山陰令沈叔任父疾去職、御史中丞鄭鮮之上議曰「所以為其制者、涖官不久、則奔競互生、故杜其欲速之情、以申考績之実耳。今父母之疾、而加以罪名、損義疾理、莫此為大。」詔從之。於是自二品以上父母及為祖父母後者、墳墓崩毀及疾病、族屬輒去、並不禁錮。又劉祗為中書郎、江夏王義恭領中書監、服親不得相臨、表解職也。孝武詔曰「昔二王兩謝、俱至崇禮。自今三台五省、悉同此例。」又詔曰「方鎮所假禮白版郡県、年限依台除、食祿三分之一、不給送。」▽官司有三台・五省之号、△三台、蓋尚漢旧名。五省、謂尚書・中書・門下・秘書・集書省也。▽郡県有三歳為滿之期。△宋州・郡・県居職、以三周為小滿。▽

宋・齊に及ぶまで、また改変することはなかった。△宋の時に新しい制度を定め、長吏で父母が病気のため官を去った者を禁固三年とすることにした。山陰令の沈叔任は、父が病気のため職を辞した。そこで御史中丞の鄭鮮之は上議して「一つの官に留まるのが短いと、争いが繰り返して生じることになる。この制度を作った理由は、この速く移動したいという心情を抑えさせ、勤務評定の実が上がるようにしようとしただけのことである。今は父母が病気の為に、それに罪を加えたなら、情義も道理も損なうこと、これより大きいものはありません」といったので、詔してこれに従った。これより二品以上で父母及び祖母の後継者において、墳墓が崩壊したり一族から病人が出た場合、官を去っても禁固を科さないことにした。また劉祗は中書郎となり、江夏王の劉義恭は中書監を拝領したが、服喪中とともに政務を執れなかったので、職を解くよう上表した。そこで宋の孝武帝は詔して「昔王導・王恬と謝安・謝万は、ともに辞して洛陽の崇礼門に至った。今より三台五省の官員は、悉くこの例と同じくする」といった。また詔して「方鎮は仮の礼によって、白木の板を帯し郡県に配置される、その年限は中央の任命により、食祿は三分の一で首都からは送給し

ない」とした。▽官庁には三台・五省の名称があり、△三台とは、漢代の名称である。五省とは尚書・中書・門下・秘書・集書省をいう。▽郡県には三年間で満了とする期限があった。△宋では州・郡・県の職にある者は三年で任期満了とした。▽

17

梁武受終、多遵齊旧。然而定諸卿之位、分配四時、△説在列卿中。▽置戎秩之官、百有余号。△武帝時、置百二十五号將軍、為二十四班。▽陳遵梁制、不失旧物。△陳依梁制、年末滿三十者、不得入仕。唯經學生策試得第、諸州迎主簿、西曹左奏及經為挽郎得仕。其諸郡、唯正王任丹陽尹經迎得出身、庶姓尹不得。必有奇才・異業・殊勲、別降恩旨叙用者、不在常例。其相知表啓通舉者、每常有之、亦無年常考校黜陟之法。既不為此式、所以勤惰無弁。凡選官無定期、隨闕即補、多更互遷官、未必即進班秩。其官唯論清濁。從濁官得微清、即勝於轉。若有遷授、或由別敕、但移轉一人為官、則諸官多須改動。『陳書』曰「旧式、拜官皆在午後。唯拜蔡景歴為度支尚書日、駕幸玄武觀、帝恐景歴是日不得預宴、特令早拜。」▽

梁の武帝は前王朝の終わりを受け、多く齊の旧例にしたがった。それでも諸卿の位を定めて春夏秋冬に分配し、△総論諸卿で説いてある。▽軍事の官を置いて百余りの名称があった。△梁の武帝の時に、百二十五の將軍を置き、二十四班とした。▽陳は梁の制度にしたがい、旧来の物を失うことはなかった。△陳は梁の制度により、三十歳未滿の者は、起家させなかった。ただ經学の学徒で受験して及第した者、諸州の光迎の主簿、西曹書佐・左奏、及びかつて挽郎となった者は起家できた。諸郡中ただ皇弟皇子が丹陽尹となり、そこで光迎をすませば官を得たが、臣下の尹の場合ではできなかった。奇才や異業や殊勲により、特別の恩旨を下されて登用される者は必ずしたが、通常の人事ではなかった。知人の上奏により推挙される者も、常々あったものの、年ごとの勤務評定に関する規則はない。こうした規則がないのは、官吏の勤怠を判定できなかったせいである。おおよそ官の選抜は不定期で、欠員にしたがって直ちに補充され、多く官職を渡り歩くだけで、必ずしもすぐに等級が昇進するとは限らなかった。

ただそのポストが清官か濁官かのみが論じられ、濁官より少しでも清である官を獲得できるのなら、昇級に勝るとされた。もし人事異動があったり特別の辞令書によって、わずか一人を昇級させ官につけるだけでも、諸官を多く動かす必要があった。『陳書』には「旧来、官職の拜命は皆午後であった。ただ蔡景歴が度支尚書となる日は、皇帝が玄武観に行幸中で、蔡景歴がこの日の宴席に参加できなくなるのをおそれ、特別に早く拜命させた」とある。▽

北朝から唐におよぶ後半部分は、続稿にて取り扱う予定である。

（未完）

## 注

- (1) 拙稿『通典』省官議について（『史観』一三二、一九九四年）、『通典』職官序小考」上下（『富山商船高等専門学校研究集録』三一、三二、一九九七年）。以下、前稿①、②とそれぞれ表記を参照。
- (2) ただし唐代の沿革を記した部分は、当然この原則は該当せず、典拠史料が不明である。前稿②の第一節を参照。
- (3) 前稿②の第二節を参照。
- (4) 前稿①の第二節を参照。

△附記▽ 本稿作成にあたり、富山県高等教育振興財団より平成十九年度の研究助成金を受けた。関係各位に対し、心より感謝申し上げます。